

平成27年1月15日から



製品プラスチックの収集開始 (無料)



製品プラスチックとは？

製品プラスチック 主な18品目の例



どこで見分けるの？

製品の底か裏を見よう

「容器包装プラスチック」以外のプラスチック製品のうち、PP(ポリプロピレン)または、PE(ポリエチレン)のどちらか単一素材で出来ている製品が対象です。



① ポリプロピレン / PP
または

② ポリエチレン / PE と記載されている製品が対象です。

！間違いやすいもの！

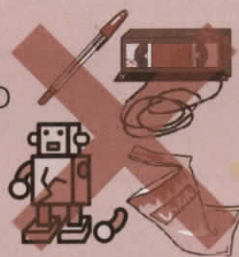
プラマークと一緒に記載されているものは、「容器包装プラスチック」です。



収集日は月1回です (12月中旬にカレンダーを全戸配布します)

製品プラスチックに出せないもの

- 一部に金属・ゴムなどが含まれているもの (歯ブラシ、ビデオテープ、ボールペン、おもちゃなど)
- ビニールタン・塩ビパイプ、ビニールシートなどの建設資材
- 容器包装プラスチック
- 1辺の長さが50cm以上のもの (粗大ごみ)



出し方は？

- 大きいものは、そのまま出してください。
- 小さいものは、透明・半透明の袋(45L相当まで)に入れて出してください。
- 汚れを落として出してください。植木鉢やプランターに付いた砂や泥は洗い流してください。
- 汚れていなければ、劣化や破損しているものでも出してください。
- 素材がわからないときは、燃やすごみに出してください。

何に資源化されるの？

再び製品プラスチックになります。(フォークリフトに使用するパレット、段差を緩衝するスロープなど)

戸別収集の実施について

お知らせ

戸別収集導入を検討する中で様々なご意見をいただいたことから、有料化後に一定期間の検証を行い、実施を検討していきます。